
プロジェクト	LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いについての検討
項目	公開草案に寄せられたコメントの概要（速報）

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2020年6月3日に実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本公開草案に対するコメント期間は2か月であり2020年8月3日に締め切られた。本公開草案に対しては、9通のコメント・レター（団体等6通、個人3通、提出者一覧は別紙参照）が寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントの概要を説明することを目的としている。なお、本公開草案に対するコメント一覧は、審議事項(2)-2 参考資料に掲載しており、本資料ではその中の主要な事項について記載している。

本公開草案に対するコメントの概要

質問1 (適用範囲に関する質問)

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

3. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
4. 一方、次の意見が聞かれている。

適用範囲及び用語の定義に関する意見 (本公開草案第3項及び第4項)

- (1) 適用範囲の記載を、特定の条件に該当する金融商品に係るヘッジ会計としたうえで、なぜヘッジ会計を実務対応報告の対象としたのか、結論の背景に加筆すべきである。
- (2) 適用範囲に相場変動又はキャッシュ・フロー変動に係るヘッジ会計の両方を含む点について明示していただきたい。
- (3) 「金利指標置換時」の定義を、ヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかのみがLIBORを参照している場合も想定して定めていただきたい。

経済効果が概ね同等となるか否かの例示に関するコメント (本公開草案第3項、第24項及び第25項)

- (1) 海外中央清算機関において予定されている、デリバティブ取引における変動証拠金の計算に用いられる割引率や金利が変更される場合、本公開草案の対象となることを例示として加えていただきたい。
- (2) 金利指標改革の直接の対象ではないが、その影響を受けて公表停止となる可能性がある金利指標が本公開草案の対象となることを明示していただきたい。
- (3) 金利指標改革への対応と同時に、デリバティブ契約の取引相手を中央清算機関に変更する場合は、本公開草案の対象とはならない例示である「取引相手の変更」には該当しないことを明確化していただきたい。
- (4) 「信用リスクのスプレッドの変更」に関連して、現行の実務では、ヘッジ目的によっては、スプレッド変更が行われてもヘッジ会計の継続がなされている実務も見受けられるため、このような実務に影響を及ぼさないように、本実務対応報告の適用は、金利指標改革に直接関連のある契約条件の変更にのみ適用し、それ以外の変更は特例的な取扱いの対象とはせず、金融商品会計基準等に基づき評価することとしてはどうか。

質問 2 (金利指標置換前の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換前の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

5. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
6. 一方、次の意見が聞かれている。

全般的なコメント

- (1) その他有価証券(債券)の金利要素について時価ヘッジを適用している場合が想定されるため、繰延ヘッジだけでなく時価ヘッジについても取扱いを明確にしていきたい。

事前テストに関するコメント(本公開草案第7項)

- (2) 一定の条件、例えば、ヘッジ手段がリスク・フリー・レート、ヘッジ対象がLIBORの新規のヘッジ会計を適用する場合、金利指標の不一致は一時的なものであり、いずれ収斂する可能性があるため、このようなケースではヘッジ会計の事前テストを不要にしていきたい。

質問 3 (金利指標置換時の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換時の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

7. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
8. 一方、次の意見が聞かれている(本公開草案第12項及び第15項)。

- (1) 金利スワップの特例処理については、置換時の取扱いが定められていないにも関わらず(公開草案第12項)、置換後の取扱いではヘッジ文書を変更することを前提とした記載になっている。したがって、金利スワップの置換時の取扱いを定めるか、そうでなければ置換後の取扱いでは、ヘッジ文書の記載を変更することを前提とした部分は削除していきたい。

質問 4 (金利指標置換後の会計処理に関する質問)

金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、特例的な取扱いとして、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても2023年3月31日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案しています。また、その間、再度金利指標を置換えたとしても、ヘッジ会計を継続することが

できることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

9. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
10. 一方、次の意見が聞かれている。

ヘッジ有効性テストの起点に関するコメント（本公開草案第 14 項）

- (1) 本公開草案第 14 項で、特例的な取扱いを適用しない場合のヘッジ有効性の事後テストを行う場合に、有効性の測定の起点を金利指標置換時としている点について
 - ① 原則としてはヘッジ手段又はヘッジ対象のいずれかの金利指標が置き換わった時点とすべきであり、本公開草案第 14 項の提案は例外として認めるとすべきである。
 - ② 置換後以降のデータのみでは有効関係が一時的に示せないことが十分に想定されるため、ヘッジ会計適用開始時を起点とした比較も選択可能としてはどうか。

包括ヘッジに関する特例的な取扱いの適用終了時期に関するコメント（本公開草案第 13 項及び第 15 項）

- (2) リスクに対する反応がほぼ一様かどうかに関する包括ヘッジの特例的な取扱いが、いつまで適用可能かどうかを明確にすべきである。

2023 年 4 月 1 日以降のヘッジ有効性判定の方法に関するコメント

- (3) 2023 年 4 月 1 日以降（本実務対応報告の適用終了後）のヘッジ有効性判定は、どの時点からの有効性判定をすべきかについて明確にしていきたい。

仮に起点を 2023 年 4 月 1 日とすると、後継金利市場の環境が未成熟であることが想定されるため、本来相関関係の高いヘッジ関係においても非有効と判定される可能性があるため、起点を「ヘッジ会計適用開始時」とすることも選択できるようにしていきたい。
- (4) 金利スワップの特例処理及び振当処理に関して、本公開草案による特例的な取扱いの終了時点で、金利スワップの特例処理及び振当処理の要件を満たすかの再判定を実施することを明示的に要求すべきである。また、当該時点で金利スワップの特例処理及び振当処理の要件を満たさないと判定された場合の会計処理を明確にすべきである。

その他のコメント

- (1) ヘッジ会計の適用を中止している繰延ヘッジ損益について、その後、ヘッジ対象の金利指標の置換が行われた場合であっても、2023年3月31日以降も新たなヘッジ対象の損益認識の期間に応じて繰り延べられることを明確にしたい。
- (2) 2023年3月31日までとされている金利指標置換後の特例的な取扱いについて、LIBOR公表停止予定の2021年12月から2年程度の猶予を設けていただきたい。

質問5（注記事項に関する質問）

本公開草案で提案している注記事項について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

なお、LIBORの公表停止までに契約条件の変更等が完了しないリスクに関する注記や本公開草案を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の注記についても検討しましたが、これらのような定量的な情報の開示は求めずに、定性的な情報の開示のみを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

11. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
12. 一方、次の意見が聞かれている。
 - (1) 注記を求めているヘッジ会計の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）の用語について明確にしてほしいとの複数の意見が聞かれた。
 - ① その定義を明確にするとともに、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」で示されている用語との関係を明確にしていきたい。
 - ② 「ヘッジ手段」と「ヘッジ取引の種類」は重複するため、いずれかを削除すべきである。また、「ヘッジの種類『等』」とされているが、実務が混乱することがないように具体的に記載すべきであり、少なくとも想定元本や時価等の定量的情報が含まれないことを明確にしてほしい。

質問6（適用時期等に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

13. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。

14. 一方、次の意見が聞かれている。

- (1) 本実務対応報告の適用は、将来に向かってのみ適用されるのか、又は遡及するのかを明確にしてほしい。また、既に金利指標改革を根拠にヘッジ会計の中止又は終了したヘッジ関係について、遡及的に本実務対応報告を適用できるかについての説明がなされていない。これらの点について明確にしていきたい。
- (2) 「ヘッジ関係ごと」とは具体的にどの単位を指すのか明確にしてほしい。

質問7(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

15. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。

16. 一方、次の意見が聞かれている。

- (1) 後継金利指標が後決めの金利となる可能性が想定されているが、後決めの金利の場合、利息計算期間の最終日にならないと金利が確定しないため、経過利息の計算や公正価値測定における取扱いの明確化をお願いしたい。
- (2) 満期保有目的の債券から売買目的有価証券等への振替について、例外的に認められることを明確にしていきたい。なお、米国会計基準においても同様の対応が行われている。
- (3) 本公開草案の適用によりヘッジ会計の継続が認められた場合の繰延ヘッジ損益に係る一時差異の取扱いについて、回収可能性を判断する際には、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第46項及び第115項の適用が可能である旨を明確にしていきたい。

以 上